

3,000 m<sup>2</sup>を超える土地の形質の変更を行う場合  
川崎市役所環境局環境対策課へ相談

川崎市役所港湾局川崎港管理センター港営課へ事前協議

搬出先の受入条件に適合している

土砂搬入・積出し許可申請書提出前

土壌土質確認調査票の提出  
(必要に応じて土壌汚染対策法届出の写しを提出)

事業区域が 3,000 m<sup>2</sup>未満  
(掘削及び盛土の合計面積が  
3,000 m<sup>2</sup>を超えない場合)

事業区域が 3,000 m<sup>2</sup>以上  
(掘削及び盛土の合計面積が  
3,000 m<sup>2</sup>を超える場合)

土質検定試験対  
象地域ではない

土質検定試験対  
象地域である

土質検定試験

汚染なし

汚染あり

土質検定試験結果証明書提出

安全基準に適合してい  
るものとして扱う

法に基づき  
更なる手続きへ

仮蔵置の 10 日前まで

土砂搬入・積出し許可申請書の提出

仮蔵置可  
・千鳥町北西物揚場背後荷さばき地  
・末広物揚場